

介護保険住宅改修のご案内

H 2 1 . 4

住みなれた住宅で、安心して過ごしたい。そのためには、住まいの改善は大事なポイントになります。介護保険では、住宅の改修（対象箇所）にかかった費用の9割（限度額内）が「住宅改修費」として払い戻しが受けられます。

1 介護保険住宅改修の概要について

介護保険制度の「居宅介護（介護予防）住宅改修費」の概要は次の通りです。

対象者	<p>要支援・要介護認定申請を行い、要支援1～2・要介護1～5として認定された方です。</p> <p>要支援・要介護認定の申請前に住宅改修を行った場合には、保険給付対象外です。</p> <p>要支援・要介護認定の申請中に改修した場合には、<u>認定結果がおりてから住宅改修費が支給されます（認定結果が非該当となってしまった場合は支給されません）</u>。</p>
対象となる住宅	<p>住宅改修費の支給対象となる住宅は、<u>被保険者証記載の住所の住宅</u>です。申請の際には、<u>改修を予定している住宅が被保険者証記載の住所の住宅と一致しているか確認してください。</u></p>
工事前に申請が必要です	<p>介護保険住宅改修費の支給を受けるためには、工事を行う前に申請をする必要があります。<u>工事を始めた後に申請をした場合は住宅改修費が支給されませんので、必ず事前に各区役所高齢者支援課・各地区健康福祉ステーションの介護給付担当に申請を行ってください。</u></p>

<p>住宅改修の必要性</p>	<p style="text-align: center;">要支援・要介護者の心身の状況と住宅の状況などから判断して、住宅改修が必要と認められる場合に保険給付の対象となります。</p> <p>被保険者の<u>身体の状況に合わせ、居宅生活を営みやすくする</u>という目的でなければ、住宅改修費の該当工事であっても保険給付として認められません。 (例：被保険者が使用しない部屋への手すりの取付け、扉の変更等。)</p>
<p>支給対象工事</p>	<p>【平成11年厚生省告示第95号】</p> <p>手すりの取付け 段差の解消 滑りの防止及び移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更 引き戸等への扉の取替え 洋式便器等への便器の取替え その他 から の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修</p>
<p>支給限度基準額</p>	<p>20万円</p> <p>1回の改修で使いきらずに数回にわけて利用するのも可能です。利用可能残額の確認を希望される場合は、給付実績確認願書に必要事項をご記入の上、各区役所高齢者支援課・各地区健康福祉ステーションの介護給付担当に提出してください。</p> <p>20万円を超えて住宅改修をした場合には、20万円を越えた部分は全額自己負担になります。</p> <p>転居や身体状況の変化によっては、再度20万円まで利用できる場合があります。詳細は3ページ 再度20万円まで利用できる場合 を参照してください。</p>
<p>自己負担額</p>	<p>20万円の範囲内でかかった費用の1割。 一部自己負担額の割合が異なる場合があります。</p> <p>例：自己負担額が1割の場合、支給限度基準額20万円を利用した場合の介護保険での支給額は18万円、自己負担額は2万円となります。</p>

再度 20万円まで利用できる場合

以下のどちらかの要件に該当した場合、過去に住宅改修費の支給を受けている方でも、支給限度基準額が20万円まで利用できるようになります。

転居して住所が変わる場合。

要介護状態区分を基準として定める()「介護の必要の程度」が3段階以上上がった場合。

注) なお、過去の利用額がリセットされるこの取扱いは、同一住宅・利用者1人あたり1回までの適用となります。

表1 < 「介護の必要の程度」一覧表 >

() 「介護の必要の程度」の段階	要介護等状態区分
第六段階	要介護5
第五段階	要介護4
第四段階	要介護3
第三段階	要介護2
第二段階	要支援2又は要介護1
第一段階	要支援1 (経過的要介護・要支援)

初回の住宅改修着工日と比較して、追加の住宅改修着工日の「介護の必要の程度」(表1)が3段階上がった場合に、過去の利用額がリセットされます。具体例は表2を参照してください。

表2 < の要件を満たすケース >

初回の住宅改修着工日の要介護状態区分	追加の住宅改修着工日の要介護状態区分
要支援1 (経過的要介護・要支援)	要介護3・要介護4 要介護5
要支援2・要介護1	要介護4・要介護5
要介護2	要介護5

注) 転居前に住宅改修費の支給限度基準額の残額があつたり、要介護状態区分が著しく重くなる前の住宅改修費の支給限度基準額の残額があつても、追加分に持ち越されず、支給限度基準額は20万円となります。

2 介護保険住宅改修費の支給対象工事について

介護保険の適用となる住宅改修は、次の ~ の工事及びそれに伴う の付帯工事です。

(住宅改修の支給対象工事)

	住宅改修となる場合 住宅改修に含まれる工事	住宅改修とならない場合 住宅改修に含まれない工事
手すりの取付け	<ul style="list-style-type: none"> ・ 転倒防止、移動・移乗のために固定する場合 ・ 玄関ポーチ部分から道路までの間の手すりの取付け ・ 既存の手すりを身体状況に合わせて付け替える場合の<u>取付けの工事費用</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取付けに際して工事を伴わないもの。 (福祉用具貸与の対象となる場合があります)
段差の解消	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事を伴って移動が容易でないスロープ・上がり框 (<u>固定されているもの</u>) ・ 床上げ及び敷居の撤去 ・ 浴室の床のかさ上げ ・ 階段の段数を増やし、一段の高さを少なくする工事 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持ち運びが容易で、取付けに際し、工事を伴わないもの (福祉用具貸与の対象になります) ・ 昇降機、移動用リフト、段差解消機等の設置に伴う工事費用
滑りの防止及び、移動のための円滑化等のための床又は通路面の材料の変更	<p>対象者の方の滑り防止又は移動の円滑化等を目的とする次の場合など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 畳 フローリング カーペット フローリング等の床材の変更 ・ 滑り防止マットを床に貼り付ける(固定する場合) ・ 階段に滑り防止ゴムを取り付ける(固定する場合) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 畳、カーペットが単に汚れた、古くなったという理由での床材の変更、交換 ・ 浴室の床や浴槽内に、滑り防止マットを単に敷く(置く)場合

<p>引き戸等への扉の取り替え</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開き戸から引き戸、開き戸からアコ - デイオン、折れ戸等への変更、取手の交換等の扉の取り替え、変更 ・ 扉の変更に伴い開口を広げる工事 ・ 既存の扉を、対象者の身体状況に合わせ、右(左)開きから、左(右)開きに変更する工事費用 ・ 戸の滑りをよくするための工事(戸車の設置等) ・ 扉を取り除く工事 ・ 引き戸から引き戸への扉の変更(既存の引き戸が重く、被保険者にとって開閉が容易でない場合等) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たに出入り口をつくり、扉を取り付ける場合 ・ 扉のついていない出入り口の開口を広げる場合
<p>洋式便器等への便器の取り替え</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 和式便器から洋式便器への交換(ウォッシュレットや暖房機能が付加されている場合、その費用も対象です) ・ 身体の状態に応じて便器の向きを変える工事 ・ 便器そのもの(本体)を体の状態に合わせるために交換する場合(便器のかさ上げ等) ・ 既存の和式便器の上に台座を固定し、配管工事を伴う場合の簡易的な和式から洋式便器への変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体の状態に合わせるためではなく、単に古くなった等の理由での取り替え ・ 既に洋式便器である場合におけるウォッシュレットの費用 ・ 既存の和式便器の上に乗せたりする便器(便座)で、工事を伴わない場合。(福祉用具購入の対象になります) ・ 非水洗の場合の水洗化工事費用
<p>その他からの住宅改修に付帯して必要となる住宅改修</p>	<p>当該工事を行わないと、本体の住宅改修を行えない、又は意味がない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 手すりを固定するために必要な最低限の壁の補強板の工事等) ・ 便器の取り替えに伴う配管工事 ・ 床段差の解消のための居室等の床上工事 <p>付帯工事は、～ までの改修を行うのに伴う<u>最小限のもののみ</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手すり取付けに伴う、壁全体の壁紙の張り替え(下地補強した部分のみが対象) ・ 便器の取り替えに伴う、便所の拡張工事 ・ 申請書に添付する写真のフィルム・現像等の費用 ・ 床上げに伴う床暖房機能付加のための工事

上記に示す場合の他にも、認められる場合と認められない場合がありますので、工事前に申請を行う際に、必ず各区役所高齢者支援課・各地区健康福祉ステーションの介護給付担当までご相談ください。

補 足

住宅改修において、固定する場合には、原則として固定のための費用（工賃）又は材料が内訳に計上されていない場合には固定しているとは認められません（無料で固定を行った場合はその旨を見積り書・内訳書に記載してください）。ただし、材料自体が固定する機能を有している場合（階段に滑り防止ゴムを張り付ける場合等）には不要です。

ユニットバスの設置については、次の2つの条件を満たしている場合に一部分が住宅改修として認められます。

ユニットバスを設置する目的・理由に、住宅改修の前記 ~ 等の項目が含まれている。各項目の改修について、工事内訳書に材料費・工賃等が項目ごとに別々に計上されている。

3 住宅改修費の申請に必要な書類について

工事前に提出が必要な書類

住宅改修支給申請書：必要事項を記入してください。

委任状：本人や家族以外の者が申請する際は、委任状を添付してください。様式は特に定めていません。

また、5の受領委任払い制度を利用する場合は「介護保険受領委任払いに係る委任状」（第7号様式）を添付してください。

工事見積り書：部屋名・工事部分・工事の名称・工事の内容（仕様・長さ・面積等）・数量・単価・品番・メーカー名・金額を明記し、工事規模の内容が明確にわかるものとします。

・「～工事一式」は不可です。

・また、保険給付対象外の工事費用が含まれている場合には、保険給付対象工事費用と対象外工事費用を明確に区別して記入したものがが必要です。

理由書：介護（介護予防）サービスを利用して、介護支援専門員（介護予防サービスをご利用の場合は地域包括支援センター）にケアプランを作成していただいている方は住宅改修が必要な理由を介護支援専門員や地域包括支援センターに記載していただいでください。

介護（介護予防）サービスを利用していない方は、介護支援専門員や地域包括支援センター、住環境福祉コーディネーター2級以上の方、理学療法士、作業療法士の方に記載していただくことができます。

理由書の様式について...理由書の様式については各区役所高齢者支援課・各地区健康福祉ステーションの窓口のほか、川崎市のホームページからもダウンロードすることができます。

工事前の写真：事前の状態を撮影した日付入り写真に加えて、図面やカタログを添付するなどしてこれからどのような工事を行うのかわかるものを提出してください。カメラに日付機能がない場合には黒板や紙等に日付を記入し、工事箇所に置いて写真撮影をしてください。

所有者の承諾書：改修を行う住宅が賃貸アパート・マンション等で、本人・家族以外の所有の場合に必要です。

マンションの共有部分、賃貸アパート・マンションの共有部分の改修については、必ず事前に各区役所高齢者支援課・各地区健康福祉ステーションの介護給付担当に相談してください。

その他必要な書類：複数箇所を改修する場合には、それぞれの工事の関連性の確認等のために、工事の内容・規模・面積等が記入されている図面等が必要になることがあります。

工事後に提出が必要な書類

領収書：必ず「被保険者氏名」を記入してください。（名字のみや上様等は不可、介護保険の住宅改修費は被保険者が行った場合に支給されます。）

- ・原則、申請書類として提出していただく領収書は原本のものとします。ただし、原本を本人所持と希望される場合等においては、窓口に原本とコピーの領収書両方を提示してください。
- ・住宅改修にかかった費用は、住宅改修対象外の金額が含まれていても、内訳書で対象金額が分類されていれば可能です。
- ・被保険者の家族自ら行う場合には、材料ごとに購入金額が明記されているものに限ります。（給付の対象となるものは材料費のみとなります。）
- ・但しの欄には、「介護保険住宅改修費として」や「介護保険住宅改修 工事」などと記載してください。

内訳書：部屋名・工事部分・工事の名称・工事の内容（仕様・長さ・面積等）・数量・単価・品番・メーカー名・金額を明記し、工事規模の内容が明確にわかるものとします。

- ・「～工事一式」は不可です。
- ・工事の着工日と完成日を必ず記載してください。
- ・必要に応じて図面を添付してください。
- ・保険給付対象外の工事費用が含まれている場合には、保険給付対象工事費用と対象外工事費用を明確に区別して記入したものが必要です。

工事後の写真：改修後の日付入りの写真が必要です。取付け位置の確認や、使用する部材の確認等を行いますので、「どこに取付けてあるか」・「どのような部材を使用しているか」を確認できるように撮影してください。

4 増改築・大規模な付帯工事の場合の取扱いについて

増改築と住宅改修の関係

増築の場合には、新たに居室を設ける場合等は住宅改修費の支給対象とはなりません、廊下の拡幅にあわせて手すりを取り付ける場合、便所の拡張に伴い和式便器から洋式便器に取り替える場合等は、それぞれ「手すりの取付け」、「洋式便器等への便器の取替え」に係る費用についてのみ住宅改修費の支給対象となります。

なお、住宅改修費の対象とならない場合でも、川崎市高齢者住宅改造費助成事業の対象となる場合がありますので、工事着工前に各区役所高齢者支援課・各地区健康福祉ステーションの介護給付担当に相談してください。（詳しくは、7「川崎市高齢者住宅改造費助成事業」についてをご覧ください）

大規模な付帯工事

手すりの取付け・段差解消・床材の変更・扉の取り替え・便器の交換に伴う工事を付帯工事といいますが、この工事が大規模な場合には保険給付対象外となる場合がありますので、工事着工前の申請時に各区役所高齢者支援課・各地区健康福祉ステーションの介護給付担当に相談してください。